

「埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（案）」

に対する意見の募集について

「埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（案）」の策定にあたり、多くの県民の皆様のご意見を反映するため、下記の通り県民コメントを募集いたします。

記

1 ご意見の募集期間

令和2年8月19日（水）～令和2年9月18日（金）（当日消印有効）

2 ご意見の提出方法

（1）提出方法

ア 郵送の場合

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目9番14号
自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当宛

イ FAXの場合

FAX番号 048-824-3328

ウ 電子メールの場合

E-mail : yoshino@jimin-saitama.net

※ 電子メールでご提出の場合は、件名を「埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（案）」とご記載下さい。

※ 電話など口頭でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

（2）記載事項

ア 個人でご提出の場合

住所、氏名、ご意見

<必要に応じ、性別、年齢、電話番号の追加をお願い致します。>

イ 法人、その他団体でご提出の場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、ご意見

※ 住所、氏名（法人などの場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

については必ずご記載をお願い致します。

※ 様式は問いません。

3 ご意見の取扱いについて

- (1) ご提出いただいたご意見を考慮し、「埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（案）」を策定いたします。
- (2) 個々のご意見に対する個別回答やご提出いただいた書類についてはご返却いたしませんのであらかじめご了承ください。
- (3) 本県民コメントを通してお預かりした個人情報については、「埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（案）」の策定にあたってのみ使用し、使用目的以外での利用はいたしません。
- (4) 上記（3）について、条例改正に際し埼玉県等関係機関へ情報提供する場合がございます。ご提出をいただいた際には関係機関への情報提供に承諾されたものとみなします。

4 お問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-9-14

自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当

TEL 048-824-3297

FAX 048-824-3328

E-mail yoshino@jimin-saitama.net

以上

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（案）の概要

令和2年8月19日

1 改正の趣旨・背景

近年の盗撮行為はスマートフォンの急速な普及、撮影機器の高機能化、小型化に伴い、様々な場所において盗撮が行われている。盗撮された画像データは半永久的に記録され、インターネット上に流出するおそれがあるほか、個人の特定が可能な情報が含まれているケースも少なくない。

これらの状況を踏まえ、これまでは条例の規制対象とされていなかった学校、会社事務所内、住居などを含め、盗撮行為（盗撮の準備行為、のぞき行為を含む。）を「いかなる場所」においても禁止し、盗撮行為（盗撮の準備行為を含む。）に対する罰則を強化することで県民生活の平穩を図るものである。

2 改正の概要（2つのポイント）

- ① 盗撮行為（盗撮の準備行為、のぞき行為を含む。）を「いかなる場所」においても禁止
- ② 盗撮行為（盗撮の準備行為を含む。）に対する罰則の強化

① 盗撮行為（盗撮の準備行為、のぞき行為を含む。）を「いかなる場所」においても禁止

場所の区分	現行条例	改正案
【公共の場所又は公共の乗物】 例：道路、公園、駅、レストラン、ホテルのロビー、コンビニ、電車、乗合バス	○ 対象	<u>○</u> 対象
【上記の場所又は乗物以外】 例：学校、会社事務所、タクシー、住居、浴室、更衣室、便所	<u>×</u> 対象外※	<u>盗撮行為を「いかなる場所」においても禁止</u>

※ 不特定又は多数の者が自由に利用又は出入りができる状態であれば現行条例でも規制対象。

例) 出入り自由な体育館等の更衣室、公園・デパート等の便所、運動会等の学校 など

② 盗撮行為（盗撮の準備行為を含む。）に対する罰則の強化

現行条例	改正案
卑わいな行為（盗撮行為、盗撮の準備行為を含む。）は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	卑わいな行為のうち、盗撮行為又は盗撮の準備行為をした者に対しては、 <u>1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</u>
(常習) 常習の場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	(常習) <u>常習の場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金</u>

